

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安中市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

軽自動車税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期している。

## 評価実施機関名

安中市長

## 公表日

平成27年3月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法その他の地方税に関する法律及び安中市市税条例に基づき、毎年4月1日(賦課期日)現在で、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している者に対して、軽自動車税を賦課・徴収する。</p> <p>・軽自動車(三輪及び四輪)については、全国軽自動車協会連合会群馬事務所にて申告を受付し、軽自動車検査協会群馬事務所にて登録し、回送され安中市で收受する。</p> <p>・二輪の小型自動車及び軽二輪は関東運輸局群馬運輸支局及び群馬県自動車整備振興会で登録し、県自動車税事務所にて取りまとめた後、回送され安中市で收受する。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、地方税法その他の地方税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①軽自動車税の賦課に係る事務 ②軽自動車税の減免申請に係る事務 ③軽自動車税の申告(登録・変更・廃車)に係る事務 ④標識の交付等に係る事務 ⑤納税通知書・課税明細書の交付に係る事務 ⑥標識交付証明書、廃車済証明書の交付 ⑦軽自動車税の収納・消し込み ⑧軽自動車税の過誤納金還付・充当 ⑨納税証明書の発行</p>
③システムの名称	軽自動車税システム、収納システム、宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税賦課対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・27の項</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課諸税証明係
②所属長	税務課長 中嶋 薫
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 税務課諸税証明係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 税務課諸税証明係

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

